

名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針

名古屋市教育委員会

「第3期名古屋市教育振興基本計画」の基本理念をふまえ、市民の信頼と期待にこたえて学校教育の振興を図るために、次の方針により、全市的視野に立って公正かつ適正な人事異動を実施する。

- 1 教職員の意欲向上及び学校教育の充実を図るため、適材を適所に配置する。
- 2 各学校の気風の刷新及び学校教育の活性化を図るため、広く人材を登用する。
- 3 将来にわたる学校教育の継承及び発展を図るため、人材の育成に資する配置を行う。

○ 令和2年度末人事異動における重点

- ・ 個別最適化された学びの提供やICTを活用した教育に資する人事の推進
- ・ 子育て世代の働きやすさ、通勤の利便さ等ワークライフバランスに配慮した人事の推進
- ・ 女性や若手教職員の管理職等への積極的な登用の推進
- ・ 校種間交流やインクルーシブ教育に留意した交流人事の推進
- ・ ベテラン教職員の知識や技術の伝承に資する人事の推進

新旧対照表

【参考資料①】

令和元年度末	令和２年度末
Ⅰ 基本的方針 本市公立学校の現状をふまえ、市民の大きな期待と信託にこたえて、学校教育の一層の充実と発展を図るために、次の基本的方針及び実施方針により全市的視野に立って年度末人事異動を実施する。 1 清新の気を流入し、教育意欲の高揚を図る。 2 <u>公正かつ適正な異動を行い、大事の刷新を図る。</u> 3 広く人材を登用し、学校教育の活性化を図る。 4 適材を適所に配置し、<u>教職員構成の均衡</u>を図る。 Ⅱ 実施方針 1 <u>校（園）長・教頭</u> (1) <u>新 任</u> ・ ・ (略) ・ ・ (2) <u>転 任</u> ・ ・ (略) ・ ・ 2 <u>教 員（栄養教諭を除く。）</u> (1) <u>新 任</u> ・ ・ (略) ・ ・ (2) <u>転 任</u> ・ ・ (略) ・ ・ ① <u>小学校・中学校・特別支援学校</u> ・ ・ (略) ・ ・ ② <u>高等学校・幼稚園</u> ・ ・ (略) ・ ・ 3 <u>栄養教諭</u> (1) <u>新 任</u> ・ ・ (略) ・ ・ (2) <u>配 置</u> ・ ・ (略) ・ ・ (3) <u>転 任</u> ・ ・ (略) ・ ・ 4 <u>事務職員（高等学校を除く。）</u> (1) <u>係長級事務職員</u> ・ ・ (略) ・ ・ (2) <u>係員段階事務職員</u> ・ ・ (略) ・ ・ 5 <u>学校栄養職員</u> ・ ・ (略) ・ ・	「第３期名古屋市教育振興基本計画」の基本理念をふまえ、市民の信頼と期待にこたえて、学校教育の<u>振興</u>を図るために、次の方針により、全市的視野に立って、<u>公正かつ適正な人事異動</u>を実施する。 1 <u>教職員の意欲向上及び学校教育の充実</u>を図るため、適材を適所に配置する。 2 <u>各学校の気風の刷新及び学校教育の活性化</u>を図るため、広く人材を登用する。 3 <u>将来にわたる学校教育の継承及び発展</u>を図るため、<u>人材の育成に資する配置</u>を行う。 <実施要項へ>

【参考資料②】

本市教育委員会の人事異動基本方針は、昨年度まで、人事異動についての基本的な考え方を示した「基本的方針」の部分と、校種・職種ごとに新任、転任等の実施方法を示した「実施方針」により構成していました。

しかし、「実施方針」に記載している事項は、人事異動の具体的な進め方について定める「実施要項」で扱っている内容も多くありました。

そこで、「人事異動基本方針」においては、教育委員会としての人事異動についての基本的な考え方をより明確に示したいと考え、「人事異動基本方針」の構成を見直し、「実施方針」で取り上げていた部分は実施要項へ組み入れるとともに、「基本的方針」についても見直し、新たな「人事異動基本方針」を提案することにしました。

「第3期名古屋市教育振興基本計画」の基本理念をふまえ、市民の信頼と期待にこたえて、学校教育の振興を図るために、次の方針により、全市的視野に立って、公正かつ適正な人事異動を実施する。

本市教育委員会では、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」を「名古屋市教育振興基本計画」の基本理念として、様々な施策を推進しています。未来を担う子どもたちが質の高い学びによって可能性を広げ、夢や希望をもって力強く歩んでいけるような学校教育の振興を図ることを大きなねらいとして人事異動を実施します。

また、人事異動の実施においては、基本方針をもとに策定する「人事異動実施要項」に則り、全市的視野に立ち、公正かつ適正に行うことに留意して進めます。

1 教職員の意欲向上及び学校教育の充実を図るため、適材を適所に配置する。

教職員一人一人の勤務状況、指導能力、適性等それぞれの実情を考慮するとともに、「第3期名古屋市教育振興基本計画」に掲げる教育施策の推進や各学校の抱える課題解決に向け、適材を適所に配置する人事を行います。

2 各学校の気風の刷新及び学校教育の活性化を図るため、広く人材を登用する。

特別支援学級と通常学級との交流をはじめ、小中学校と特別支援学校、小中学校と幼稚園・高等学校のような校種間交流、女性や若手、ベテラン教職員の活躍等、広く人材を登用する人事を行います。

3 将来にわたる学校教育の継承及び発展を図るため、人材の育成に資する配置を行う。

様々な地域や異なる校種で勤務することによって、教職員が多様な経験を積みながら、異動によって出会う人材から知識や技術の伝承を受ける等により、教職員としての資質向上が図られていく人事を行います。

【今年度の人事異動における重点】

○個別最適化された学びの提供やICTを活用した教育に資する人事の推進

○子育て世代の働きやすさ、通勤の利便さ等ワークライフバランスに配慮した人事の推進

○女性や若手教職員の管理職等への積極的な登用の推進

○校種間交流やインクルーシブ教育に留意した交流人事の推進

○ベテラン教職員の知識や技術の伝承に資する人事の推進

令和２年度末 名古屋市公立学校教職員人事異動実施要項

名古屋市公立学校人事異動基本方針に基づき、人事異動の具体的な進め方について必要事項を以下のように定める。

1 校（園）長・教頭の人事について

（１）新 任

- ① 登用に当たっては、次の点を総合的に評価し、公正かつ適正に行う。
 - ア 高い教育的識見と豊かな包容力を有すること。
 - イ 経営管理の才幹と優れた指導力を備えていること。
 - ウ 時代の進展に深い洞察力をもち、これに対処し得る能力をもつこと。
 - エ 健康で、信頼と敬愛を受けるに足る資質を有すること。
- ② 本人の能力、特性により適材を適所に配置する。

（２）転 任

学校経営の充実と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

2 教員（栄養教諭を除く）の人事について

（１）新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 学校の教員構成を検討して適材を適所に配置する。

（２）転 任

学校・園の事情を考慮し、次の点を総合的に判断して公正かつ適正に行う。また、配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

<高等学校>

- ① 各校の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校勤務者については、教職経験を豊かにするため、できるだけ配置換えする。また、同一校における永年勤務者についても、可能な範囲内において配置換えする。
- ③ 定時制教育の充実のため勤務年数等も考慮し、全日制・定時制課程間の配置換えに努める。
- ④ 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者は、別途審議する。

<小学校・中学校・特別支援学校>

- ① 同一校に引き続き８年在職している者は配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校に６年以上在職している者には、配置換えを強く進める。
- ③ 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職３年以上の者とする。
- ④ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ⑤ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。
- ⑥ 同一校に３年以上在職し、下記ア・イに該当する者は別途審議し交流を図る。
 - ア 高等学校、中学校、小学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者
 - イ 特別支援学級・特別支援学校から普通学級、普通学級から特別支援学級・特別支援学校への配置換え（特普交流）を希望する者
- ⑦ 配置換え対象者には、教職経験を豊かにするために、歴任校を勘案し異なった地域への配置換え及び校種間等の交流を強く勧める。

<幼稚園>

- ① 各園の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- ② 新規採用以来同一園勤務者については、教職経験を豊かにするため、積極的に配置換えする。また、同一園における永年勤務者についても、配置換えを進める。
- ③ 高等学校、中学校、小学校、特別支援学校への配置換え（校種間交流）を希望する者は、別途審議する。

3 栄養教諭の人事について

(1) 新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 食中毒対策など衛生管理面やアレルギー対応の強化に留意し、学校規模や全市的配置状況を考慮して教育委員会が必要と認めた学校に3年から5年配置する。小学校については原則1行政区当たり2校以上、小学校給食調理等業務委託校に配置する。特別支援学校については全校に配置する。

(2) 転 任

配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

- ① 同一校に引き続き5年配置している者は配置換えする。
- ② 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ③ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ④ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

4 事務職員（高等学校事務職員を除く）の人事について

＜係長級事務職員＞

(1) 新 任

- ① 登用にあたっては、本市人事委員会規則に則って、公正かつ適正に行う。
- ② 係長級事務職員は、係員段階事務職員とは別に小学校、中学校及び特別支援学校に配置する。なお、係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域に均等に配置するように努め、特別支援学校については全校に配置する。

(2) 転 任

全市的な立場で本市の学校事務の円滑な運営と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

＜係員段階事務職員＞

(1) 新 任

- ① 本市職員の採用計画に基づいて採用する。
- ② 1校に1名配置する。
- ③ 特に必要と認めた学校及び特別支援学校に複数配置する。
- ④ 新規採用者は複数配置校に配置するよう努める。

(2) 転 任

配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

- ① 同一校に引き続き5年在職している者は配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校に5年以上在職している者及び新規採用以来同一の複数配置校に3年以上在職している者は、経験を豊かにするために配置換えする。なお、新規採用以来同一の複数配置校に在職3年未満の者には、配置換えを強く勧める。
- ③ 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ④ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ⑤ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

5 学校栄養職員の人事について

学校栄養職員は栄養教諭に準ずる。

6 付記

- (1) 特別な事情により配置換えをしない者については、別途審議する。
- (2) 所有する普通免許状の範囲内で担当教科の変更をする場合は、別途審議する。
- (3) その他、実施要項によりがたい場合は、別途審議する。

【参考資料④】

令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針

令和元年12月9日

本市公立学校の現状をふまえ、市民の大きな期待と信託にこたえて、学校教育の一層の充実と発展を図るために、次の基本の方針及び実施方針により全市的視野に立って年度末人事異動を実施する。

I 基本の方針

- 1 清新の気を流入し、教育意欲の高揚を図る。
- 2 公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 3 広く人材を登用し、学校教育の活性化を図る。
- 4 適材を適所に配置し、教職員構成の均衡を図る。

II 実施方針

1 校（園）長・教頭

(1) 新 任

- ① 登用に当たっては、次の点を総合的に評価し、公正かつ慎重に行う。
 - ア 高い教育的識見と豊かな包容力を有すること。
 - イ 経営管理の才幹と優れた指導力を備えていること。
 - ウ 時代の進展に深い洞察力をもち、これに対処し得る能力をもつこと。
 - エ 健康で、信頼と敬愛を受けるに足る資質を有すること。

- ② 本人の能力、特性により適材を適所に配置する。

(2) 転 任

学校経営の充実と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

2 教 員（栄養教諭を除く。）

(1) 新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 学校の教員構成を検討して適材を適所に配置する。

(2) 転 任

学校・園の事情を考慮し、次の点を総合的に判断して公正かつ慎重に行う。

- ① 小学校・中学校・特別支援学校
 - ア 同一校に引き続き8年在職している者は配置換えする。
 - イ 配置換えを希望する者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。
 - ウ 配置換えを必要と認める者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等諸般の事情を考慮して行う。
- ② 高等学校・幼稚園
小学校・中学校・特別支援学校に準じて実施する。

3 栄養教諭

(1) 新 任

本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。

(2) 配 置

小学校については原則1行政区当たり2校以上、中学校については特に必要と認めた学校に、また、特別支援学校については全校に配置する。

(3) 転 任

- ① 同一校に引き続き5年配置している者は配置換えする。
- ② 配置換えを希望する者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。
- ③ 配置換えを必要と認める者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

4 事務職員（高等学校を除く。）

(1) 係長級事務職員

① 配 置

係長級事務職員は、係員段階事務職員とは別に小学校、中学校及び特別支援学校に配置する。なお、係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域に均等に配置するように努め、特別支援学校については全校に配置する。

② 転 任

全市的な立場で本市の学校事務の円滑な運営と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

(2) 係員段階事務職員

① 配 置

- ア 1校に1名配置する。
- イ 特に必要と認めた学校及び特別支援学校に複数配置する。
- ウ 新規採用者は複数配置校に配置するよう努める。

② 転 任

- ア 同一校に引き続き5年在職している者は配置換えする。
- イ 配置換えを希望する者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。
- ウ 配置換えを必要と認める者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

5 学校栄養職員

学校栄養職員については栄養教諭の(2)(3)に準ずる。

令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動実施要項

令和元年度末人事異動基本方針に基づき、教育意欲の高揚、人事の刷新、学校教育の活性化、教職員構成の均衡を図るため、各校種の特性を勘案し、人事異動の具体的な進め方について必要事項を以下のように定める。

1 教員（栄養教諭を除く）の人事について

<高等学校>

- (1) 各校の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- (2) 新規採用以来同一校勤務者については、教職経験を豊かにするため、できるだけ配置換えする。
また、同一校における永年勤務者についても、可能な範囲内において配置換えする。
- (3) 定時制教育の充実のため勤務年数等も考慮し、全日制・定時制課程間の配置換えに努める。
- (4) 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者は別途審議する。

<小学校・中学校・特別支援学校>

- (1) 同一校に引き続き8年在職している者は配置換えする。ただし、59歳の者は配置換えしないこともある。
- (2) 新規採用以来同一校に6年以上在職している者には、配置換えを強く進める。
- (3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- (4) 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- (5) 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。
- (6) 同一校に3年以上在職し、下記ア・イに該当する者は別途審議し、交流を図る。
ア 高等学校、中学校、小学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者
イ 特別支援学級・特別支援学校から普通学級、普通学級から特別支援学級・特別支援学校への配置換え（特普交流）を希望する者
- (7) 配置換え対象者には、教職経験を豊かにするために、歴任校を勘案し異なった地域への配置換え及び校種間等の交流を強く勧める。

<幼稚園>

- (1) 各園の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- (2) 新規採用以来同一園勤務者については、教職経験を豊かにするため、積極的に配置換えする。
また、同一園における永年勤務者についても、配置換えを進める。
- (3) 高等学校、中学校、小学校、特別支援学校への配置換え（校種間交流）を希望する者は別途審議する。

2 栄養教諭の人事について

- (1) 食中毒対策など衛生管理面やアレルギー対応の強化に留意し、学校規模や全市的配置状況を考慮して教育委員会が必要と認めた学校に3年から5年配置する。ただし、小学校給食調理等業務委託校には配置する。
- (2) 同一校に引き続き5年配置している者は配置換えする。ただし、59歳の者は配置換えしないこともある。
- (3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- (4) 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- (5) 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

3 事務職員（係長級、高等学校事務職員を除く）の人事について

- (1) 同一校に引き続き5年在職している者は配置換えする。ただし、59歳の者は配置換えしないこともある。
- (2) 新規採用以来同一校に5年以上在職している者及び新規採用以来同一の複数配置校に3年以上在職している者は、経験を豊かにするために配置換えする。
なお、新規採用以来同一の複数配置校に在職3年未満の者には、配置換えを強く勧める。
- (3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- (4) 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- (5) 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

4 学校栄養職員の人事について

学校栄養職員は栄養教諭に準ずる。

5 付記

- (1) 特別な事情により配置換えをしない者については、別途審議する。
- (2) 所有する普通免許状の範囲内で担当教科の変更をする場合は、別途審議する。
- (3) その他、実施要項によりがたい場合は、別途審議する。